

第2回 横浜市 障害者差別解消支援地域協議会会議録

<p>日 時</p>	<p>平成28年11月29日（火）14時00分～16時23分</p>
<p>開催場所</p>	<p>神奈川県 神奈川自治会館3階 会議室</p>
<p>出席者 (名簿順)</p>	<p>池田委員、井上委員、佐藤(秀)委員、須山委員、永田委員、奈良崎委員、 浜崎委員、松島委員、山下委員、和田委員、大羽委員、石曾根委員、 加藤委員、根上委員、中瀬委員、前沢委員、石渡委員、鈴木委員、内嶋委員、 大野委員、堀川委員、石川委員、小泉委員(代理出席)、佐藤(祐)委員、 冢田委員、山田委員、吉田委員</p>
<p>欠席者</p>	<p>清水委員、河原委員、山之井委員、山野井委員、湧井委員、村岡委員</p>
<p>議題</p>	<p>1 障害者差別に関する相談対応の状況について 2 障害者差別解消に関する啓発活動等について(第1回会議の続き) 3 その他</p>
<p>議事</p>	<p>1 開会 配付資料確認等 2 議題 (1) 障害者差別に関する相談対応の状況について (石渡会長)本日の議題に入りたい。議題の1は「障害者差別に関する相談 対応の状況について」であるが、「相談対応事例の紹介」と「相談窓口、 相談対応について」の二つのことについて話をしていく。</p>

まず山田委員から、「相談対応事例の紹介」について、資料1の説明を
お願いしたい。

(山田委員) (資料1について説明)

(石渡会長) 資料1について説明があった。質問、意見のある方はお願い
したい。

(中瀬委員) 4月から10月までの相談対応としては3件のみであったのか。少
ないように感じるが、報告のルートはどのようになっているのか。

(山田委員) 障害者差別解消法の施行後、庁内の各区・局の担当部署か
ら、障害者差別に関する相談について報告があったものである。所定の
報告の様式があり、その提出が3件あったということである。実際には
相談があったが、報告を上げていないものが、もしかしたらあるかもし
れない。今後とも、相談事例があればそれを集約し、この地域協議会の
中で議論する資料にしたいということで、報告について周知徹底をし
ていきたいと思う。

(石渡会長) 人口42万人の藤沢市では27件の相談を受けたと聞いた。どのよ
うに事例を集めるのかによる違いだろうと藤沢市の担当の方も言ってい
たが、個人的には、むしろ差別なのかどうか定かでない細かなものも上が
ってくる相談窓口であるとよいと思う。

(和田委員) 3件のみであるが、「相談者がそれ以上の対応を望まなかった
ため聞き取りのみで終了」というものが2件ある。結局、障害のあ

る人たちは、自分がこういう扱いを受けたということを聞いてほしいと
いうことのみで、それ以上の対応は望まないようにも思う。今後も、「相
談者がそれ以上の対応を望まなかったため聞き取りのみで終了」とい
うものが出てくると思うが、この点についてはどのように考えるか。

(事務局) 庁内の相談対応については、事案があれば全て障害企画課に
報告するよう取り扱っているところであるが、相談内容の傾向について
は、まだ法律の施行から間もないので、もう少し事例を積み重ね、経過を
見ていきたい。

(井上委員) 各区からの報告をまとめてという話があったが、例えば、施設
や地域ケアプラザ、情報提供施設、商店なども全て含めての報告とい
うことであるのか。

(山田委員) 横浜市役所の組織の中での集約であり、地域ケアプラザ等で相
談があったという件数は含めていない。

(井上委員) 本来であれば、全部含めてもらえると思う。例えば、聴
覚障害者情報提供施設の相談窓口では、聴覚障害者からサービスに
関する相談などもあると思うので、そのような他の施設を含めて聞いて
もらいたいと思った。

(石渡会長) 地域の関係機関からの差別事例についても、まとめてもらえた
らという意見であった。何かそのようなことについて、検討しているこ
とはあるか。

やまだ いいん しょうがいしゃ さべつかいしょうほう そうだんたいおう ふくし しせつ たいおう かぎ
(山田委員) 障害者差別解消法の相談対応は、福祉施設での対応に限られ

るものではなく、一般の事業者においても、法律の趣旨に基づいて相談

を受けたり、対応をしたりということが求められている。その全ての分野

にわたることについて、どこまで集約をしていけばよいのかということ

については、今後考えていきたいと思う。何かご意見があれば伺いた

い。

いけだ いいん わたし せいかつせんたー ちいきかつどうほーむ うんえいいんかい しょうがいしゃそう
(池田委員) 私も生活センターや地域活動ホームの運営委員会で障害者相

談員などを行っているが、実際に相談はある。この前も運営委員会で2件の

報告があった。また、一つの例であるが、7月の参議院選挙である投票

所に視覚障害のある人が投票に行った際、介助者ではなく投票所の担

当者が付き添うということであったが、それがうまくいっておらず、結

局、本人が全国区の党の綱領を読んでほしいと伝えたところ、それは

できないと言われ、それでトラブルとなってしまう、転倒してケガをし

てしまったという事例があった。投票所の担当の人たちが、視覚障害の

ある人の対応や状況を知っていたら、そのようなことは起こらなかつ

たと思う。私も期日前投票に行き、点字で投票するからと言うと、ま

だ一度も使用したことのないような点字盤が出てきて、担当の人も初め

て見たという感じである。投票する人の立場に立って、障害の基本的な

理解をしていただき、対応していただきたいと思う。このような事例も

ある。先ほど藤沢市の話もあったが、情報の上がり方が違うだけで事例

はあと思う。

(石渡会長) 貴重な事例の報告であった。後ほど議論する相談窓口のことも関わりがあると思うが、差別事例を行政としてどのように集めるのか、検討の必要があるように思った。

(松島委員) 先ほどの報告で、それ以上の対応を望まなかったとの事例が2件あったが、話を聞いてもらうことで済んでしまうこともあるかもしれないが、あきらめてしまったということもあると思う。これ以上やっても相手の方が強く出たら心配して萎縮し、それ以上言えなかったということもあるのではないかと思う。それを汲み取っていただきたいと思う。

(石渡会長) 相談を受ける窓口の方に分かってもらいたいことであるだろう。差別を受けたと感じた人の気持ちをしっかり汲み取って対応していくことが大事であると改めて考えさせられた。他に事例の報告、紹介などはあるか。

(奈良崎委員) 本人活動で知的障害のある仲間と事例について考えるときに、いじめと虐待と差別のどれかが分からないという事例がよくある。私も自分なりに頑張って仕分けをしてみる。私も事業所で働いていたことがあるが、私たちも、自分の障害は具体的にこういうことができません、こういうことができるということを伝えないといけないし、また、会社や銀行の委員の方もいらっしゃるので、今後、自分の会社は障

害^{がい}についてこういう研修^{けんしゅう}を行っているなどの情報^{じょうほう}交換^{こうかん}の場^ばになり、これは違うよね^{ちが}などの話^{はなし}ができるとよい^{おも}と思う。

仲間^{なかま}と話^{はなし}をしていて、いじめ^{ぎゃくたい}と虐待^{さべつ}と差別^しの仕分け^しが難^{むずか}しい。仲間^{なかま}同士^{どうし}であるといじめ^と、年上^{としうえ}の人^{ひと}からであると虐待^{ぎゃくたい}のように思う^{おも}が、差別^{さべつ}という言葉^{ことば}が本人^{ほんにん}には分^わからない。それを伝^{つた}えることが大変^{たいへん}なように思う^{おも}。

(石渡^{いしわた}会長^{かいちょう}) いじめ^{ぎゃくたい}と虐待^{さべつ}と差別^{かんが}の3つ^{せり}の考^{かんが}えの整理^{せいり}については、各委員^{かくいん}にも考^{かん}えていただけたら^{おも}と思う。今後^{こんご}、この地域^{ちいき}協^き議^ぎ会^{かい}でも議^ぎ論^{ろん}できたら^{おも}と思う。

(須山^{すやま}委員^{いん}) 私^{わたし}自身^{じしん}は、市^しへの相^{そう}談^{だん}というの^は、困^{こま}って困^{こま}って解^{かい}決^{けつ}ができないう^いという状^{じょう}態^{たい}になっ^たとき^にのみ相^{そう}談^{だん}する^{という}ことをイメ^いー^じジ^{して}いた。相^{そう}談^{だん}の^{ない}よう^{によ}つては、横^{よこ}浜^{はま}市^しに相^{そう}談^{だん}する^{まえ}に、どこかできちん^とと解^{かい}決^{けつ}ができる^ような^きがする。今^{こん}後^ご、相^{そう}談^{だん}内^{ない}容^{よう}によ^{つて}振^ふり^わけてい^かない^{とい}け^{ない}の^{では}ない^かと^{おも}う。解^{かい}決^{けつ}でき^{ない}、難^{むずか}しい相^{そう}談^{だん}は横^{よこ}浜^{はま}市^しで対^{たい}応^{おう}する^{けれ}ども、何^{なん}と^か解^{かい}決^{けつ}でき^{そう}な^{もの}の^{につ}いては、どこ^か別^{べつ}の^ところ^で対^{たい}応^{おう}する^{という}こと^も必^{ひつ}要^{よう}である^とおも^う。全^{すべ}て^の相^{そう}談^{だん}が横^{よこ}浜^{はま}市^しにひ^っき^りなし^に行^いく^のでは、市^しも大^{たい}変^{へん}な^のではない^か。

(石渡^{いしわた}会長^{かいちょう}) それでは、今^{いま}の^い見^{けん}なども踏^ふまえて、次^{つぎ}の「相^{そう}談^{だん}窓^{まど}口^{ぐち}、相^{そう}談^{だん}対^{たい}応^{おう}について」に移^{うつ}りたい。相^{そう}談^{だん}対^{たい}応^{おう}については、横^{よこ}浜^{はま}市^しがき^{ちん}と対^{たい}応^{おう}す^{べき}もの、そして、地^ち域^{いき}や事^じ業^{ぎょう}者^{しゃ}で対^{たい}応^{おう}す^{べき}もの^{などの}意^い見^{けん}もあ^{った}

が、どのように考えていったらよいか、意見をいただいきたいと思
う。それでは、まず資料 2 について大羽委員から説明をお願いしたい。

(大羽委員) 資料 2 は、前回の会議の後に事務局へ提出したものである。

障害を理由とする差別の相談窓口については、様々な問題があり、現状
では、それが解決されないままの状態にあるように思う。先ほどの相談
事例が少ないということでもはっきりしてきたと思う。まずは問題点が
どこにあるのかを明らかにし、その解決方法はすぐには見つからないか
もしれないが、みんなで探っていかなければいけないと考えている。

(資料 2 について説明)

(石渡会長) 続いて、現在の相談対応の流れについて、山田委員から資料 3
の説明をお願いしたい。

(山田委員) (資料 3 について説明)

(石渡会長) 基本的な流れについて説明があった。資料 3 は、事業者から
差別を受けた場合のイメージであるが、先ほど病院の相談窓口がどこに
あるのか分からないという話もあったが、基本的な流れとしては分かる
が、具体的に差別を体験したときに、どのように動いたらよいか、こ
れだけでは理解できないように思う。資料 3 の説明を受けて、大羽委員
から何か補足はあるか。

(大羽委員) 資料 3 の相談対応の原則的な流れが問題ということではなく、

これよりも突っ込んだ仕組みが必要ではないかというのが私の意見である。

(石渡会長) それでは、意見のある委員はお願いしたい。

(松島委員) この仕組みでは相談はできないと思う。というのは、私たちは

事業者に差別されたことをその事業者に訴えたり相談はできず、泣き

寝入りするしかない。例えば、私みたいな人は、差別をした鉄道事業者

の本社に行って「社長を出せ」と言うことはできるが、大体の人は事業

者には相談ができない。泣き寝入りをするしかない。どこに相談したら

よいのかも分からない。だから、差別を受けたと思ったら、事業者では

なく、横浜市であるとか、気軽に相談ができる窓口がないと無理である

と思う。これでは、相談も上がって来ない。

(内嶋副会長) この協議会でどこまで議論するのかということもあるが、相

談窓口というのは、相談に来る当事者の人たちに向けて開いておかなく

てはならない。障害当事者の委員から、事業者の相談窓口には相談が

できないという意見があったが、私もそのように思う。相手方に相談す

ることはしない。資料3の流れでは、最初に事業者の設置する相談窓口

に相談することになっているが、この部分を改善しなくては、このフロー

は維持できないと思う。また、次に事業の担当部署等が出てくるが、本

当に事業の担当部署が差別であるとか、障害の特性などを分かった上

で相談を受けているのかということについては甚だ疑問である。事業

の監督かんとくに関してはプロであるかもしれないが、障害しょうがい当事者とうじから話はなしを聞くであるとか、相談そうだんを受ける、差別さべつという新あたしい概念がいねんを取り扱あつかうのは、私わたしは難むずかしいように思おもう。いっそのこと、横浜よこはま市の障しょうがい害者がいしや差別さべつ相談そうだん窓口まどぐちというのを作つくって、きちんとしてインテークからできる、どのような障しょうがい害がいの人が来きても大だ体たいの人ひとは対たい応おうができる、ある程度ていどの振ふり分わけができるといいう人ひとを置おいてまず情じょうほう報しゅうしゅうを収しゅう集じゅうする。そうすれば、相そうだん談だんをしてその先さきに進すすむのか進すすまないのか障しょうがい害者がいしやも判はん断だんができる。そのくらい進すすんだ制せい度どというもの、窓まどぐち口ぐちを置おいた方ほうがよよいと思おもう。これだけのことを行おこなえば、大おお羽ば委い員いんのご意い見けんについて、一いっ挙きょに解かい決けつできるのではないか。本ほん気きで相そう談だんをやろうと思おもえば、窓まどぐち口ぐちを充じゅうじつ実じつさせるしか方ほう法ほうはない。横よこはま浜ま市しが専せん門もんの相そうだん談だん窓まどぐち口ぐちを作つくれば、いろいまどぐちろな窓まどぐち口ぐちで相そうだん談だんがあつても、あそこふに振ふれふばよよいといいうことにななるし、事じ業ぎょう者しやもそこそうだんに相そうだん談だんするよう案あん内ないするこことができると思おもう。

それから、制せい度ど上じょうの差さ別べつの不ふ服ふくについてたいおうの対たい応おうであるが、これざんねんは残ざん念ねんながら障しょうがい害者がいしや差さ別べつ解かい消しょう法ほうでは対たい応おうがでべつとどくじきない。別べつ途と独どく自じの考かんがえ方かたでややるしかないが、これかんに關かんしては、名めい案あんは浮うかんでいこじんてきない。個こ人じん的てきには、ここうしたこことは当とう事じ者しや団だん体たいがややることだと思おもっているが、問もん題だいは、当とう事じ者しや団だん体たいは少しょう数すう派はであり、制せい度どをどかかえるといいうことは、やたはり多た数すう決けつの原げん理りに基もとづくものであるといいうことである。その点てんがハはーどルるになる。よよつ

て、当事者団体のみに任せてよいのかという点はあるが、やはり中心は
当事者団体であろう。そして、一般市民とどうスクラムを組むかという

ことについては、後半の議題の啓発活動に関わってくることであると思
う。横浜市が行政として一方の立場に立って制度を変えていくことはや
りにくいと思うが、共生社会という包括的なことを絡めて工夫をして進
めていくということはあるかもしれない。

もう一つ、相談を受けた後にどうするのかというのは非常に問題であ
る。横浜市では、相談を受けて対応をしていく中で、最後には調整委員
会によるあっせんという事案に深く関わるための仕組みを設けており、

事実認定をして、事業者とも話をし、裁判ということではないが、か
なり緻密な方法によって解決を図る仕組みを有しているが、それ以前の

相談の対応をどうしていくのか。先ほど藤沢市では、多くの相談事例が
あるとの話があったが、相談対応をしましたということで終了し、複

数の同じ事案があったもので、非常に問題があると思われるものが解決
されていなかったため、これはどうなるのかと話をした。手を突っ込ん

で解決を図らなければいけないと思ったが、あっせんの仕組みを持って
おらず、具体的に手を入れて個別の対応をしていくことが難しい。一方、

横浜市では、あっせんの申出があった場合は、調整委員会においてあ
っせんの手続を行うことになるが、これがマンパワー的にも結構大変

である。事案をきちんと丁寧に解決していく上で一番良い方法であるが、

あら せっち ひと よさん よこはまし けっこうたいへん
新たな設置には人も予算もかかる。横浜市ですら結構大変であることを
どうしていくのか、課題となっている。その辺りも見極めた上で議論し
ていかないといけない。

いしわたかいちょう はなし いちばん ぽいんと そうだんまどぐち いっぽんか ほう
(石渡会長) 話の一番のポイントは、相談窓口は一本化した方がよいので
はないかということであったと思う。私も以前からそのように思ってい
たが、そのようなことが実際にできるのか。他に意見はあるか。

さとう ひで いん わたし しりょう はいけん きほんてき いや め あ
(佐藤(秀)委員) 私も資料を拝見し、基本的には嫌な目に遭ったという
きに、その相手である事業者と相談をするというのはかなり難しいと
思う。大企業であると大体のところは相談窓口を持っていると思う。そ
のようなところはやや第三者的に対応してくれ、窓口としての機能はで
きているように思うが、一般の企業の窓口、対応は(第三者的に事案の)
かいけつ ほか おも ふた め
解決を図ろうというものではないように思う。そこで、やはり二つ目の
ぎょうせい まどぐち じゅうよう おも たんとうぶしょ も
行政の窓口というのが重要になると思うが、担当部署ごとに持つとい
うのでは全くダメであると思う。様々な市民の方がいる中で、大切なこ
とはわかりやすいということだけである。誰が見ても分かる、どこに相談
すればよいのか、市民のほとんどが窓口があることを知っていて、そこ
に言えるということでないという意味がないように思う。そうでないと、実際
には相談ができない。一本化されてわかりやすいということが重要であ
る。

ならざきいん わたし そうだんまどぐち いっぽんか や いけん
(奈良崎委員) 私は相談窓口の一本化は止めてほしいという意見である。ど

うしてかという理由は、相談窓口について知的障害の人たちに聞くと、支援者に聞く（相談する）という人が多い。おそらく支援者が相談者であり、事業所などには言わない人が多い。私も相談については、各本人が活動するところに支援者がいるから、その人に聞いてくださいと言うことが多い。相談窓口を作りました、土日もやっていますというものがよくあるが、私は正直そのような窓口は要らない。地域に、自分が住んでいる場所に安心して話を聞いてくれる人、この人に聞けば安心という人がいればそれでよいと思う。本人活動の中でも、奈良崎は何時から何時まで対応しますと伝えた方が本人も分かる。例えば、地活の相談員はいつでもいますと言われても、相談を受ける人が誰でもどのような人なのか知らない。あつても邪魔なだけである。新たに相談窓口を作られても、知的障害のある人たちはよく分かりませんというのが本音であると思う。

(大野委員) 内嶋委員の言われたように、結論としては、私も窓口を一本化した方が分かりやすいのではないかと思う。それによって事例も広く集まる可能性が高くなると思う。ただし、調整委員会との関係は考えていかなければいけない。広く集まった事案が全てあつせんということで調整委員会につながっていくとすると、確かにマンパワーの点からも現実的ではない。調整委員会に乗っかる事案と乗っからない事案の選別をする過程が必要になってくるように思う。条例では、過去と同一事案の

もうしで ろうどうかんけい もうしで いがい ていど ようけん ばあい
申出や労働関係の申出以外という程度の要件になっているが、場合
よっては、じょうれい ないよう みなお あた けんとう ひつよう
条例の内容を見直すなど、その辺りも検討していく必要がある
のではないかと思う。

いしかわいいん さき はなし そうだんまどぐち
(石川委員) 先ほど話のあった相談窓口についてであるが、いりよう ちょうせい
医療の調整に
かん そうごうてき まどぐち けんこうふく しきよく
関する総合的な窓口は健康福祉局にある。そこは医療法に基づく立入
ちょうさ けんげん も いし かんごし やくざいし にんずう た
調査の権限は持っているが、医師や看護師や薬剤師などの人数が足りて
いるか、せいけつ たも けんげん いりよう
清潔が保たれているかなどについての権限であり、医療そのも
のについては まった けんげん いりよう なか そうだん おお いりよう み す
全く権限はない。医療の中で相談が多いのは、医療ミス
であるとかふてきせつ いりよう そうだん おも
不適切な医療の相談であると思うが、それについてはけんげん
ない。はなし うかが そうだんないよう いりよう き かん つた
話を伺って相談内容を医療機関に伝えることはできても、結
きよく かながわけんべんごしかい しょうかい さいしゅうてき ほうてい あらそ
局、神奈川県弁護士会を紹介したり、最終的には法廷で争ってもら
うしかない。

もう一つ、ひと ふくしきーびす かん ふくしちょうせいいいんかい
福祉サービスに関する福祉調整委員会があるが、相談で多い
のは、ぼち しんきかいちく かくちよう じょうれい
墓地の新規改築や拡張についてである。これも条例をつくってい
るが、ぼち つく けんげん
墓地を作ってはいけないという権限はないので、ほうの しんせい
法に則って申請が
すす え なに つた まどぐち いっぽんか わ
あれば進めざるを得ない。何を伝えたいのかというと、窓口の一本化で分
かりやすくというのはよいと思うが、なかみ けんげん
中身についてどこまで権限があるの
か。さいご ちょうせいいいんかい
最後に調整委員会はあるが、ここに言えば何でも役所がやってくれ
る、かいけつ おも けんげん か ぎ
解決してくれるということにはならないと思う。権限が限られている
なか まどぐち かんが おも
中で窓口をどう考えていくのかと思ったところである。

いしわたかいちょう けんげん (石渡会長) 権限のことは、じぎょうしゃ きょうりよく (事業者の協力) ということもふく かんが (含めて) 考えていかなければいけないと思われる。

それでは、ここで 10 分間の 休憩をとることとしたい。

ふんかんきゅうけい (10 分間 休憩)

いしわたかいちょう かいぎ さいかい (石渡会長) 会議を再開したい。ぎろん つづ (議論を) 続けたい。

うちまふくかいちょう さき (内嶋副会長) 先ほどいろいろと はなし (話を) したが、しょうがいしゃ さべつかいしょうほう (障害者差別解消法) は今年 4

月に施行されてまだ産声を上げたばかりである。産声を上げたばかりで

げんざいさまざま りくえすと (現在様々なリクエスト) が出ている。それらを一度に解決することは難し

いと思うが、是非、この会議では、事業者の方々をはじめ様々な分野の

かた しゅっせき (かた) 出席されており、せっかくできた横浜の取組であるので、障害当事

しゃ こえ (しゃ) 者の声をどのように吸い上げていくのか、声をたくさん集めれば、おの

と取り組まなければいけない重大な問題が浮かび上がってくるはずで

ある。先ほどの藤沢市のように (相談の) 数が多いと、これはやらなく

てはいけない、これはもう少し待っていただける、又は緊急性があると

ということが分かってくる。事例として、タクシーの運転手に障害のパス

を見せたときの対応のことであるが、割引を非常に嫌がるという事例が

いくつか出てきた。協議会の委員の方々も同じ経験をされていた。そし

て、これを何とかできないかと申し上げた。横浜でも、数を集めること、

それをどうやって解決^{かいけつ}するのか、時間^{じかん}はかかると思うが、幸^{さいわ}いにして調^{ちょう}
整^{せい}委員会^{いんかい}のあっせん^しの仕組^しみが横^{よこ}浜^{はま}市^しにはある^いので、それを活^いかして現^{げん}
時^{じてん}点^{たいおう}で対^{はん}応^いできる^{おこな}範^お囲^ものこ^めを^ざ行^めって^ざい^めく^ざこ^ざに^ざな^ざる^ざと思^おう。目^め指^ざす^ざと
こ^ざろ^ざは、障^{しょう}害^{がい}のあ^{かた}る^{かた}方^{かた}と障^{しょう}害^{がい}のあ^{かた}ら^{かた}い^{かた}方^{かた}と^きの^せ共^き生^{せい}である。差^さ別^{べつ}解^{かい}消^{しょう}は、
差^さ別^{べつ}と^さい^さう^さダ^だーク^くな^ぶ部^ぶ分^{ぶん}を^みる^みだ^みけ^みで^みな^みく、既^{すで}に^かい^かの^か会^{かい}議^ぎで^い見^い解^{かい}も^い出^いて
い^いる^いが、様^{さま}々^ざな^ざ分^{ぶん}野^やの^い委^い員^{いん}が^あつ^あま^あっ^あて^あい^ある^あので、建^{けん}設^{せつ}的^{てき}な^ぎ議^ぎ論^{ろん}を^して^い
け^かた^から^かと^か考^{かん}え^がて^がい^がる^が。

(奈良崎委員) ダーク、パスとは何か。

うち^{うち}じ^じま^まふ^ふく^くかい^{かい}ち^ちょう^{ょう} ^ばす ^{しょう}がい^{がい}し^しゃ^ゃて^てち^ちょう^{ょう} ^みせ^せる^ると^たく^くし^しー ^{うん}ちん^{ちん}が
割^{わり}引^びに^なる^るとい^いう^う制^{せい}度^どである。障^{しょう}害^{がい}のあ^ある^る人^{ひと}が^てち^ちょう^{ょう} ^みせ^せる^ると^{うん}て^てん^んし^しゅ
の^{ひと}人^いが^かお^おな^な顔^{かお}を^して、も^もっ^もと^とひ^ひど^どい^い場^ば合^あい^いは^は乗^じ車^し拒^き否^ひを^する^すとい^いう^う話^わで
あ^ある。一^いつ^つせ^せつ^つと^たく^くし^しー ^{うん}て^てん^んし^しゅ ^{ひと} ^ぶあ^あい^いせ^せい^い ^{わり}び^びき
お^お客^{きゃく}さん^{さん}を^の乗^じせ^せると、自^じ分^{ぶん}の^と取^くり^く分^{ぶん}も^かい^いし^しゃ ^と ^ぶん ^へ
う^うよ^よう^うな^な話^わも^もあ^ある^るよ^よう^うである。ダ^だーク^くに^つい^いて^ては、差^さ別^{べつ}と^いう^うの^のは^はと^とて
も^いや^や ^いめ^めー^じ ^{かな} ^いめ^めー^じ ^いや ^いめ^めー^じ ^{もん}
題^{だい}に^と取^くり^く組^ぐみ^み、段^だん^だん^だ ^よ ^いめ^めー^じ ^{わたし}
誤^ご解^{かい}し^して^てい^いた、自^じ分^{ぶん}た^たち^ちは^はこ^こん^んな^なと^とこ^ころ^ろで^で差^さ別^{べつ}を^をし^して^てい^いた^たん^んだ^だなど、障^{しょう}
害^{がい}の^{ひと}あ^あら^らい^い人^{ひと}に^り理^り解^{かい}を^を深^ふか^かめ^めて^ても^もら^らい、差^さ別^{べつ}が^がな^なく^くな^なる^るよ^よう^うに^いっ^いしょ^{しょ} ^く
て^てい^いき^きま^まし^しょう^うとい^いう^うこ^こと^とである。私^{わたし}は^はこ^この^の会^{かい}議^ぎを^を見^みて^てい^いて、そ^その^のよ^よう

な社会しゃかいにしていけると信しんじている。まだ差別解消さべつかいしょうの取組とりくみは始はじまったばかりであり、まだダメだダメだというイメージいめーじはあるかもしれないが、このようなことことに取り組とんできて良よかったと、障害しょうがいのある人ひととない人ひとが一いっ緒しょに思おもえるようにしていければと思おもっている。

(石渡会いしわたかいちょう長) これまで相談そうだんのあり方かたについて、大事だいじな意見いけんがいろいろとあった。他ほかに意見いけんはあるか。

(石曾根委いしぞねいん員) 障害しょうがいのある人ひとにとって、窓口まどぐちの一番重要いちばんじゅうようなことは公正公平こうせいこうへいな対応たいおうをしてくれるところということであると思おもう。調整委員ちょうせいいいんかい会は、この流れながであれば誰だれもが公正公平こうせいこうへいにしてくれると思おもうであろうが、資料しりょう3のそこに行く前いの窓口まえについては、例たとえば、事業じぎょう者しゃであればどちらかがわの側がわに寄よってしまうなど、公正公平こうせいこうへいが保たもてないことが考かんがえられる。よって、先さきほど意見いけんがあったように、障害者差別専用しょうがいしゃさべつせんようの窓口まどぐちを設もうけることに賛成さんせいである。この窓口まどぐちを設もうけたときは、人ひとが足りたりない中なかで、ある部ぶ署しょにその業ぎょう務むを担になわせたときは業ぎょう務むが多た岐きにわたってしまうので、障害者差別専用しょうがいしゃさべつせんの窓口まどぐちを設もうけることがよおいと思おもう。それから、全すべての相談そうだんを調ちょう整せい委員いいん会かいに持もって行いってしまうと、手て一杯いっぱいでパンクぱんくしてしまう。調ちょう整せい委員いいんかい会かいに行いかないものについて、どのようたいおうにうままく対たい応おうして行くのかが、今こん後ごの課か題だいではないかと考かんがえている。

(和田委わだいん員) 私わたしたち精神障害者せいしんしょうがいしゃは、ままず問もん題だいが起おこったときに、そのとき

から誰かに間に入ってもらわないと全くわけが分からなくなってしまう
うというところがあると思う。差別を受けて嫌な思いをしたときに、そ
れをどうやって表現したらよいか分からない人が数多くいる。こう
いう目に遭ったけれどもどうしたらよいかと私が聞かれたときは、こう
いう風に言いなさいと伝えたりするが、この人、何を言ってるんだろう
と思われてしまう人もいるし、反対に、この人はこういうことで困って
いるのだと、よく分かってもらえる人もいる。精神障害者というのは、
第一の段階でそのときから誰かに入ってもらわないと話が通じないと
いうことがある。それについてはどう考えるか。

(石渡会長) 先ほどの奈良崎委員の意見にも関係すると思うが、一つの大き
な窓口を作っても、そこにすぐにつながらない障害のある人も多い。そ
の辺りをどうするのかという問題提起であると思う。

(前沢委員) 分かりやすく、客観性を持って聞いてくれる窓口に一本化とい
うことには賛成であるが、おそらくそこに行きつくまでに、ダイレクトに
相談ができる人というのは限られると思う。先ほど身近な支援者という
話もあったが、一緒に相談に行くなどのサポートが必要であり、それは
身近な相談者でも対応が可能なのではないか。その方の生活や心身の
安定を図るために、段取りや手続が必要であれば身近な相談者は力に
なってくれると思う。その際に、相談に行くところがあやふやであると、

支援者も迷ってしまう。そこが明確であれば、窓口の対応者も対応がしやすいと思う。法律の分野では法テラスといったものもあるが、一人であると相談内容を整理したり、組み立てて話をすることが難しい人も多いと思うが、一緒に行って相談をサポートできるようなイメージのものがあるとよいと思う。

(石渡会長) 先ほど意見もあったが、ピアサポート的な、同じ障害のある立場で受け止めてくれる人もたくさんいらっしゃると思う。身近な相談者と一本化の窓口の両方の機能が果たされるような仕組みということが大事になってくるかと思う。

(冢田委員) 一本化をするのも、身近な人にまずは相談するというのも良い仕組みであると思う。奈良崎委員の意見にあった「地域に」というキーワードは大切であると思う。相談をするシステムとしては一本化し、一本化している部署が地域へ出て行く。例えば、区役所でこの日に相談コーナーがありますなど、(一本化の窓口が) 地域に出て行く、そういう相談の仕組みがあることを周知していく。どうしたら、周知して、活用ができるかを含めて考えていければよいと思った。

(浜崎委員) 私の知り合いの車いすを使用している人の話であるが、月に1回、遠くの病院に行かなければいけない。その人は電車・バスを使っており、通院の日は非常に朝早く病院に行くそうであるが、通勤の時間

帯たいにぶつかってしまい、階段かいだんとエレベーターえれべーたーしかない駅えきで、近くちかに大企だいき業ぎょうがあつて通勤客つうきんきやくが多い中おおなか、通勤つうきんの人がエレベーターえれべーたーを使つてしまい、1台だい、2台だいと乗れずに見送みおくることになってしまう。これでは困こまるので、駅えき員いんに何度も注意ちゅういするよう言いつてほしいと伝つたえるが、その人ひとも病院びょういんに急いそいでいて冷静れいせいに話はなしができず強い調子つよちょうしで駅員えきいんに言いつてしまうようである。この場合ばあい、事業者じぎょうしゃの窓口まどぐちにまず相談そうだんすればよいのであるが、事業者じぎょうしゃにとつてみれば、通勤つうきんしている大企業だいきぎょうの人たちひとも同じお客おなきゃくであり、事業者ぎょうしゃがそれを冷静れいせいに判断はんだんするのはなかなか難むずかしいように私わたしも思おもう。よつて、相談そうだんの流れながについては、別べつに窓口まどぐちを作つくつて行いつた方ほうがよいと思おもう。そして、別べつに窓口まどぐちを作つくる場合ばあいであるが、私わたしもピア相談ぴあそうだんを行おこなっているが、ピア相談ぴあそうだんは相談そうだんの範囲はんいが非常ひじょうに広ひろい。別べつの窓口まどぐちであるとしても、ピア相談だんが、障しょう害がい者しゃ差別さべつに関する相談かんをどのようそうだんに絡からめていくのか、考かんがえていかなければならないと思おもう。

（須山委員すやまいん）私わたしも窓口まどぐちを一本化いっほんかすることはよいことであるように思おもうが、障しょう害がい者しゃの中なかには、きちんと言いいたいことを整理せいりしてその一本化いっほんかの窓口まどぐちに訴うたえられる障しょう害がい者しゃばかりではない。よつて、その前まえに、身み近ぢかなところそうで相だん談だんができる窓口まどぐちが必要ひつようになると思おもう。それが地ち域いきの区役所くやくしょに1か所かしょでよいのであると相そうだん談だんに行いきやすいと思おもう。そして、そういつたところあつで集あつまつた重じゅう要ような事項じこうを上うえの相そうだん談だん窓まどぐち口くちにつなげてもらうという方ほう法ほうの方しょうが障しょう

がいしゃ しょうだん わたし ちょうかくしょうがいしゃ ぼあい でんわ
害者としては相談がしやすい。また、私たち聴覚障害者の場合は電話
ができない。かと言って、ファックスでは細かいところのニュアンスま
ぶんしょう つた ぬーる どうよう しゅわ
で文章にまとめて伝えることはできない。メールも同様である。手話を
つか ひと しゅ わつうやくしゃ かいわ いっほん か まどぐち
使う人であれば手話通訳者がいないと会話ができない。一本化の窓口を
つく ぼあい たんとうしゃ けんじょうしゃ おも
作った場合は、担当者はおそらく健常者であると思うが、そういったこ
となども かんが いっほん か まどぐち した ひと しょうだん ぼ
となども考えると、一本化の窓口の下にもう一つ相談ができる場があっ
た方がよいのではないかと思う。

いしわたかいちょう よこはまし しょうだん しえん しすてむ しょうだん しえん かた かか
(石渡会長) 横浜市の相談支援のシステム、相談支援のあり方にも関わって
くる問題であると思う。

すずき いん しょうだんたいせい ぎろん まどぐち かた
(鈴木委員) 相談体制についていろいろと議論がされており、窓口のあり方に
ついて様々な意見があるなと思って伺っていたところであるが、私は
まどぐち いっほん か しんちょう かんが ほう たちぼ いっほん か
窓口の一本化は慎重に考えた方がよいという立場である。一本化する
ことによって様々な相談がそこに行ってしまうというのは、虐待のホッ
とらいん つく どうよう おこっている。一本化の幻想論に
ついて牽制しておきたいと思っている。そこにダイレクトに相談できる
ひと 人がどのくらいいるのかであるとか、多様な相談が集まってどのように
しわけをしていくのか。また、別の言い方をすれば、よこはま いま しりょう 3
のとおり三層構造、事業者の対応、行政の対応、調整委員会の対応の
3つ たいおう わたし よ おも
の対応があるが、私はこの3つがあることは良いことであると思っ

ている。事業者は自らのことで苦情を聞くのは当たり前のことである
し、二つ目の行政の対応も、障害福祉の担当課のみが対応することは
私はナンセンスであると思っている。事業の担当部署が対応していく
こと、そこが非常に重要であると考えている。障害者差別解消の問
題を障害福祉の担当課だけが行っていたら、この問題はいつまで経っ
ても解決しない。要は、行政のあらゆる分野の担当部署が差別解消に立
ち向かっていくということが法律の趣旨である。福祉だけでこの問題を
考えることは危険な感じがする。行政の中で、差別についての人権感覚
の鋭敏さを養っていただき、対応していただくことが重要であると考
えている。窓口の一本化というのは、一見分かりやすくて良いように思う
かもしれないが、これまで相談窓口を一本化することによってうまくい
った例がどのくらいあるのか。一本化の意見に水を差すようであるが、意
見として言っておきたい。

(佐藤(秀)委員) 先ほど私がお話したことについて補足をしておきたい。一
本化についてであるが、一本化ということで窓口を分かりやすくという
ことではなくて、私がお伝えしたかったのは、分かりやすい窓口という
ことである。例えば、10人くらいのそのような部署を市庁舎内に1か所
作るというようなイメージを考えていたのではなく、分かりやすい窓口
が横浜市の中に存在しているということで考えたいと思っていた。その

わかりやすい窓口が区に分散して存在するということもあり得るし、どこに行けば相談ができるのかということが市民全員が分かっているという状態が大切ではないかと考えている。そういう意味でのわかりやすい窓口が存在することが、伝えたかったことである。このようなことをお話ししたのは、分からないという人がかなりいるというのは事実で、それはどこに相談したらよいのか分からないというよりも、また、相談するところが存在すること自体が分からないというよりも、いろいろな障害者団体の中に相談窓口があり、腎不全の内部障害のある人であれば横浜市腎友会に相談することができるなど、身近に相談できる団体がいろいろとあると思うが、それはそれで今後に残っていくと思うが、次の段階で、行政の窓口としてどこに行けばよいのかについては、誰もが分かっている窓口があつて、そこにストレートに行ける人は行けばよし、身近な窓口を経由してという人はそのようにもできる。そのような形がやはり必要であると思う。

(石渡会長) それでは、最初の議題である相談対応については、本日委員からいただいた様々な意見を事務局で整理し、すぐに完璧なものができるということではないが、それを活かして、少し新しい形を考えていただくということをお願いしたい。

(2) 障害者差別解消に関する啓発活動等について

いしわたかいちょう つづ ぎ だい しょうがいしゃ さ べつかいしょう かん けいはつかつどうとう
(石渡会長) 続いて、議題の2、「障害者差別解消に関する啓発活動等につ
いて」に進みたい。事務局から資料の説明をお願いしたい。

じ む きょく (事務局) しりょう (資料 4) せつめい (説明)

ほんじつ じ かん かんけい しりょう ③ しりょう しょうがい ひと
本日は、時間の関係で、資料4の③と資料5にある「障害のある人
と障害のない人との交流を通した啓発活動」の部分についてご説明を
させていただきたい。検討部会においてご意見をいただいた取組である
が、事業を開始していくところであるのでご紹介したい。

しりょう (資料 5) せつめい (説明) じぎょうしゃ すたじお えるしょうかい (事業者 studio-L 紹介)

すたじお える (studio-L) しょうがい かなた かなた はなし き
これから、障害のある方、ない方からいろいろお話を聞きな
がら、どのようにしたら気軽な形の交流の場を作っていくことができ
るのか、一緒に考えていきたいと思っている。この場にいる何人かの方
にもお話を伺っていききたいと考えているので、是非よろしくお願
いしたい。

じ む きょく (事務局) ほんじつ しょうかい (本日はご紹介のみであるが、今後、この交流を通した啓発の
取組を皆様のご協力もいただきながら進めていきたいと考えている。
よろしくお願
いしたい。

いしわたかいちょう ただいま せつめい しつもん ねが こう
(石渡会長) 只今の説明について質問があればお願いしたい。また、この交
流を通した啓発活動について、何か意見や既に取り組んでいることなど
があればお願
いしたい。

とく (特になし)

いしわたかいちょう つづ じむきょく しりょう せつめい ねが
(石渡会長) 続いて、事務局から資料6の説明をお願いしたい。

じむきょく しりょう じぎょうしゃ ししよくいんむ けいはつ けんしゅう かん
(事務局) 資料4の④の「事業者・市職員向けの啓発や研修に関する
こと」の関連で一つご提案をさせていただきたい。

しりょう せつめい
(資料6について説明)

いしわたかいちょう じむきょく しりょう ないよう ていあん じぎょうしゃ じつ
(石渡会長) 事務局から資料6の内容について提案があった。事業者が実
施する従業員研修等への協力の取組について、このような内容で進
めていくことでよろしいか。

いぎ
(異議なし)

(3) その他

いしわたかいちょう つぎ た すす じむきょく しりょう
(石渡会長) それでは、次の「その他」に進みたい。事務局から資料7に
ついて説明をお願いしたい。

じむきょく しりょう ぜんかい ひ つづ しょうがいしゃ きべつかいしょう かん さいきん
(事務局) 資料7は、前回に引き続き、障害者差別解消に関する最近の
市の取組状況を紹介したものである。後ほどご覧いただきたい。また、
資料として、啓発資料のすごろくも配付させていただいている。併せ
てご覧いただきたい。

いしわたかいちょう さくせい あ ほんじつ しゅっせき ながた いん ならぎき
(石渡会長) すごろくの作成に当たっては、本日も出席の永田委員、奈良崎
委員に時間とエネルギーを費やしていただいた。一言ずつお願いしたい。

ながた いん ならぎき いん まえ しごと かか
(永田委員) このすごろくは、奈良崎委員と、前にこの仕事に関わってくれ

いのうえ わたし ながた さくせい しょうがい ひと か
た井上さんと私、永田で作成をした。このすごろくを障害のある人や家

ぞく とも しょくいん ぼらんていあ ひと ひと
族、友だち、職員やボランティアの人たちなど、いろいろな人にやって
もらいたい。わたし ぐるーぷほーむ しょくいん ぼらんていあ ひと いっしょに
も。私もグループホームで職員やボランティアの人と一緒に
やってみた。さいころが×になったり○になったりして楽しかった。×
のときは、なんでこんなことがあるのだろうと思ったりした。ぜ ひ みな
さんにもやってみてほしい。

いしわたかいちょう とりくみ よこはま よ おも
(石渡会長) このような取組は、横浜らしくてとても良いと思った。

ならざきいん
(奈良崎委員) このようなすごろくにイラストを描かせてもらって、すごいブ

れっしやーがあつたが、皆さんからだい だん なに き
レッシャーがあつたが、皆さんから第2弾は何をやるのかと聞かれる。

わたし え か たの ちほう ち
私は絵を描かせてもらったことが、すごく楽しかった。また、地方の知

てき なかま とお さべつ りかい
的の仲間と、このすごろくを通して差別について理解できたことがすご

く良かったと思う。皆さん、これからもイラストを描く仕事があつたら

よろしくお願いをしたい。

いしわたかいちょう ただいま せつめい しつもんどう
(石渡会長) 只今の説明で質問等はあるか。

とく
(特になし)

いしわたかいちょう つづ ながた いん つく い えん しりょう ていしゅつ
(石渡会長) 続いて、永田委員から、津久井やまゆり園のことで資料の提出

があつた。ながた いん しりょう せつめい ねが
があつた。永田委員から、この資料について説明をお願いしたい。

ながた いん しりょう つく い えん じけん せつめい
(永田委員) (資料「津久井やまゆり園での事件について」を説明)

いしわたかいちょう ながた いん きちよう めっせーじ かくいん ながた いん
(石渡会長) 永田委員からの貴重なメッセージであった。各委員、永田委員

おな きも き おも
と同じ気持ちで聞いていただけたのではないかと思う。

た かくいん なに
その他、各委員から何かあるか。

	<p>すやまいん しりょう けいはつかつどう ひと かんが (須山委員) 資料 4 の啓発活動のところで、一つ考えてきたことがあるの はつげん ちょうないかい かいらんぼん かなら せたいぬした はいぐうしゃ み で発言しておきたい。町内会の回覧板は、必ず世帯主又は配偶者が見 る。回覧の中に差別解消のパンフレットなどを入れると、多少は普及 けいはつ つながるのではないかと思う。市に検討をお願いしたい。</p> <p>いしわたかいちょう じかん かんけい ほんじつ (石渡会長) それでは、時間の関係でできなかったところもあるが、本日の ぎだい しゅうりょう 議題はこれで終了とする。</p> <p>3 れんらく じこうとう 連絡事項等</p> <ul style="list-style-type: none"> じかい かいさいについて らいねん がつごろ よてい ・ 次回の開催日程について (来年6月頃を予定) かいぎろく さくせい こうひょう ・ 会議録の作成、公表について そうだんたいせい けいはつかつどう じかい ぎだい ほうこう ちょうせい ・ 相談体制、啓発活動について (次回も議題とする方向で調整) しりょう とりくみ ごじつ あらた いらい よてい ・ 資料 6 の取組について (後日、改めて依頼の予定)
<p>し りょう 資料</p> <p>とつき じこう 特記事項</p>	<p>しりょう 1 そうだんたいおう じれいいちらん へいせい ねん がつ がつ 資料 1 相談対応事例一覧 (平成28年4月～10月)</p> <p>しりょう 2 さべつかいしょう しえん ちいききょう ぎかい けんとう 資料 2 差別解消支援地域協議会で検討していただきたいこと</p> <p>おおば いんていしゅつしりょう [大羽委員提出資料]</p> <p>しりょう 3 しょうがいしゃ さべつ かんする そうだんたいおう ながれ 資料 3 障害者差別に関する相談対応の流れ</p> <p>じぎょうしゃ さべつ う ばあい いめーじ (事業者から差別を受けた場合のイメージ)</p> <p>しりょう 4 いけんこうかん じょうほうこうかん てーま しょうがいしゃ さべつかいしょう かん けい 資料 4 意見交換や情報交換をするテーマ「障害者差別解消に関する啓 はつかつどうとう ぜんかい しりょう ぜんかい おも いけんとう 発活動等」(前回の資料 5)、前回の主な意見等</p>

資料 5 「障害のある人と障害のない人との交流を通じた啓発活動」について

資料 6 事業者が実施する従業員研修等への協力の取組(案)

資料 7 障害者差別解消に関する市の取組状況について

障害のある人もない人もみんながいっしょに暮らす

横浜すごろく

横浜市福祉のまちづくり推進指針(パンフレット)

永田委員提供資料「津久井やまゆり園での事件について」

池田委員提供資料(視覚障害関連資料)